

イ 代理権の踰越

代理人がした権限踰越（権限外）の代理行為が、基本代理権と同性質・同種のものであることは要しない（大判昭和5年2月12日）。なお、権限濫用（権限内の濫用）については107条の問題である。

ウ 正当な理由

「正当な理由」とは、相手方の善意かつ無過失をいう。相手方において代理権があるものと信じ、かつ信じることに過失がないことである（判例・通説）。善意・無過失の立証責任は相手方が負担する（争いあり）。

* 実印等の交付のケース

わが国における実印の果たす役割の重要性に鑑みれば、その保管も厳重になされることが多いから、無権代理人が実印を所持している場合は、特段の事情がない限り、相手方に過失はなく正当理由が認められるべきである。もっとも、①代理人が利益を受ける取引である、②本人・代理人が同居の親族であるなどの特段の事情がある場合には、相手方は本人の意思を確認すべきであり、その手段を講じないときは相手方に過失があり正当理由は認められない。また、不動産取引の場合は、価値が高く本人の受ける不利益が大きいため、正当理由は慎重に判断される。

<正当な理由の存否>

以下のような点をチェックする。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核的事実の存在による「正当な理由」の原則肯定 <ul style="list-style-type: none"> → 自称代理人の実印や委任状などの「資格徴憑」を所持している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審事由のある場合の例外 <ul style="list-style-type: none"> → 代理権の存在を疑わせる客観的事実（不審事由）のあるときは、この限りではない。このような事情があるときは、代理権の存在を信じるのが「もっともだ」とは言えないことになる。

<代表的な「不審事由」>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格徴憑上に不自然な点がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 例：委任状に改竄の後が窺える、委任状に押印された印が三文判である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の経緯に不自然な点がある <ul style="list-style-type: none"> → 例：夫の不動産を妻が売却しようとしている。しかも妻が夫との不和を仄めかしているという事情がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律行為の内容に疑念事由がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 例：自称代理人の債務のための抵当権設定や保証など自称代理人の利益のために本人が不利を負担するような内容の取引（自称代理人の恣意的行動の危険が高い）、期間や極度額の定めのないような根保証のように本人が重大な負担を負う取引（通常他人任せにはしない）、自宅の売却や担保化など、重要な財産の処分に関わる取引。

- ・本人と自称代理人との間に一定の人的関係がある場合
 - 配偶者や同居親族による実印等の所持や使用（実印との入手が容易なので濫用の危険を疑うべきとされる）。

- * もっとも、最後に関しては「不審事由」として強調するのは妥当ではない。配偶者が代理人として行動することは日常的なことである。実印等を所持していても、通常のことであり疑念を抱くほどのことではないのである。そこで、配偶者等が実印等の資格徴憑を所持している場合は、正当化事由を肯定する事情として「働かない」。他に不審事由があれば尚更で、ある程度に留めるのが良いであろう。
- * 相手方の調査・確認義務
 - 「不審事由あり」→「直ちに正当化事由の否定」、になるわけではない。不審事由ありの場合、相手方は代理権の存否につき、適当な調査をし、確認すべきとされる。これを怠ると、相手方は過失ありとされる。
- * 求められる調査・確認の程度
 - 取引の異常性、調査の難易度、及び相手方の属性による。取引の異常性が強い場合や、本人との接触が容易な場合は、本人に対する直接の意思確認が要求される事が多い。相手方が当該取引の専門家（金融取引における金融機関や金融業者）である場合には、高度の調査・確認が要求される。不審事由の存否の認定や調査義務の程度を操作することで正当理由の存否、ひいては表見代理の成否を柔軟に判断しうる事になる。

◆最判昭和36年1月17日

事案：病身の夫が家族との不和と療養のため別居中、妻が無断で夫の印章を偽造し、「主人は別居し、病気で仕送りをしてくれないので借金ができ、その整理のため売る」旨を告げて、夫の代理名義で夫所有の土地家屋を売却したが、買主は直接夫に確かめなかった。

判旨：通常の注意力を有する者であれば、右のような事実関係を聞かされつつ不動産を買受けるについては、慎重に行動して、さして遠方でもない土地に別居中の本人についてたしかめるのが当然であろう。…本件の事実関係の下においては、上告人がかく信じたことにつき民法第110条の正当理由ありというを得ない。

◆最判昭和45年12月15日

事案：金融機関が保証人の代理人との間で、代理人を借主とする取引元本極度額の定めのない継続的取引契約上の債務について、保証極度額および保証期間の制限のない連帯保証契約を締結した（代理人が本人の実印を所持していた）。

判旨：「保証人の責任の範囲は相当の巨額になり、保証人にとってきわめて酷となることが予想される